

関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則(以下、「規則」という。)第6条第3項に基づき、関東地方整備局総合評価審査小委員会設置要領(以下、「本要領」という。)について次のように定める。

平成18年 7月 7日
平成18年 9月13日(改訂)
平成19年 4月 2日(改訂)
平成20年 2月 8日(改訂)
平成21年 5月 7日(改訂)
平成23年 7月 5日(改訂)
平成25年 5月24日(改訂)

関東地方整備局長

第一 構成

規則第6条に規定された総合評価審査小委員会は、第一小委員会及び第二小委員会(以下、「小委員会」という。)により構成し、小委員会に部会を置く。

第二 審議事項

- 1 小委員会は、規則第6条第1項に定める総合評価審査小委員会に係る事務(以下、「小委員会事務」という。)を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。
- 2 第一小委員会は、小委員会事務のうち、地方整備局組織規則(平成13年国土交通省令第21号)第2条第3項に規定する港湾空港関係事務を除く事項に関する審議を行うものとする。
- 3 第二小委員会は、小委員会事務のうち、港湾空港関係事務に係る事項に関する審議を行うものとする。
- 4 小委員会は、部会において小委員会事務を行わせることができるものとする。
- 5 小委員会において規則第6条第1項に定める総合評価審査分科会に係る事務を審議することを妨げないものとする。

第三 小委員会の委員

- 1 小委員会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員及び専門委員(以下、「審査会委員」という。)並びに中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる下記の者のうちから、関東地方整備局長(第二小委員会については副局長)が委嘱する者(以下、「品確技術者委員」という。)をあてる。
 - 一. 一般社団法人全日本建設技術協会が定める資格「公共工事品質確保技術者(I)」に合格し、資格登録を行っている者または一般社団法人公共建築協会が定める「公共建築工事品質確保技術者(I)」に合格し、資格登録を行っている者。
 - 二. その他、局長が品質確保技術者としてふさわしいと認めた者。
- 2 小委員会は、別紙委員により組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、品確技術者委員の任期は、1年とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名等は、公表するものとする。

第四 小委員長及び部会長

- 1 第一小委員会及び第二小委員会には、それぞれ小委員長を置き、小委員長は、審査会委員の互選によりこれを定める。
- 2 小委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長には、部会開催毎に審査会委員をあてる。なお、審査会委員が2名以上出席している場合は当該委員の協議により部会長を定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

第五 会 議

- 1 小委員会は、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催するものとする。
- 2 小委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 3 部会は、適宜開催するものとする。
- 4 部会の開催は、審査会委員を1名以上含む委員2名以上の出席を必要とする。
- 5 小委員会及び部会は、非公開とする。

第六 委員の除斥

- 1 委員は、審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることができない。

第七 品確技術者委員の委嘱取り消し

局長は、品確技術者委員に対して法令の遵守及び秘密の保持を確保できないと認められた場合等委員としてふさわしくないと判断した場合、委嘱を取り消すことができる。

なお、委嘱を取り消す場合は、本人に理由を付し通知するものとする。

第八 秘密を守る義務

委員は、小委員会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第九 庶務

第一小委員会の庶務は、企画部技術調査課、技術管理課及び企画課において処理するものとし、第二小委員会の庶務は、港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑 則

本要領に定めるものの他、小委員会の運営に必要な事項は、小委員会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この設置要領は、平成25年 5月 24日から適用する。